

広島県告示第九百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年十二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道津江郷原線	東広島市黒瀬町兼沢字四馬松二〇八七番地先から東広島市黒瀬町兼沢字万九郎三三二番一地先呉市界まで	平成二十五年十二月二日